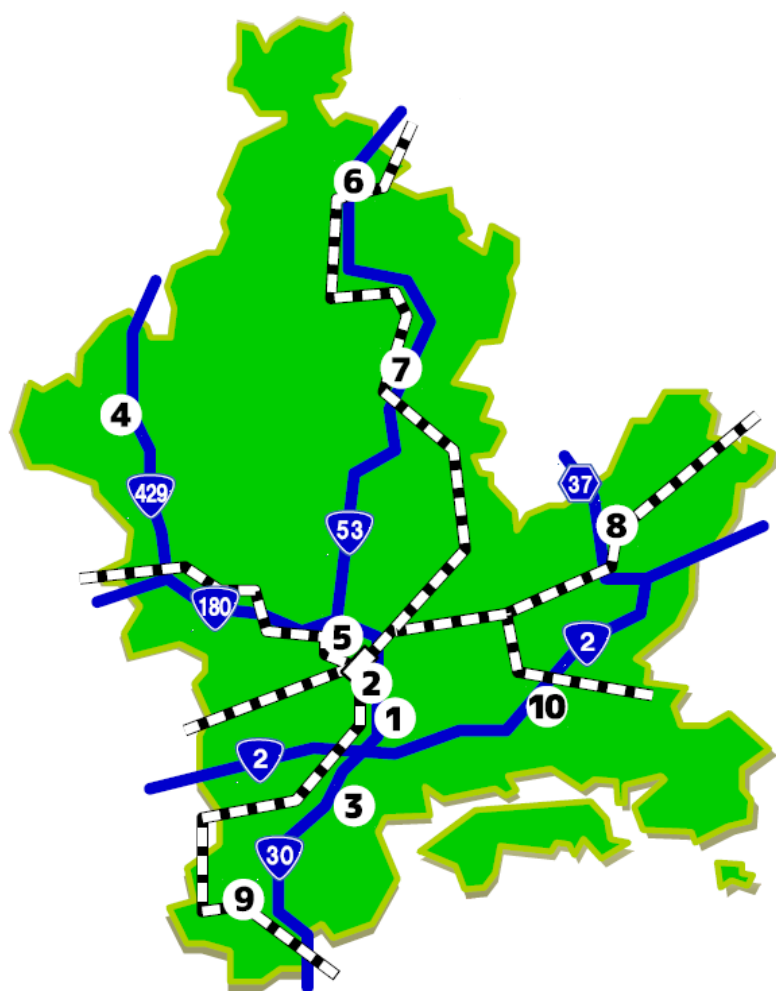


## 9章 各図書館の紹介



**1** 中央図書館

**2** 幸町図書館

**3** 浦安総合公園図書館

**4** 足守図書館

**5** 伊島図書館

**6** 建部町図書館

**7** 御津図書館

**8** 瀬戸町図書館

**9** 灘崎図書館

**10** 西大寺緑花公園緑の図書室

# 岡山市立中央図書館

## ○施設の概要

住所：北区二日市町 56 番地

創立年月日（現建物）：大正 5 年 10 月 6 日（昭和 58 年 4 月 27 日）

構造：鉄筋 C 造 2 階建（一部 4 層）

敷地面積：9,143 m<sup>2</sup>

延床面積：6,415.49 m<sup>2</sup>

施設：＜1 階＞中央カウンター、一般開架コーナー、こどもコーナー、対面朗読室、BM 書庫、BM 車庫、奉仕作業室等（延床面積 2,649.73 m<sup>2</sup>）

＜2 階＞レファレンスカウンター、郷土資料コーナー、参考図書コーナー、展示コーナー、視聴覚ライブラリー、視聴覚ホール、会議室、館長室、事務室等（延床面積 2,448.84 m<sup>2</sup>）

＜3～5 階＞書庫（延床面積 1,316.92 m<sup>2</sup>）

＜その他＞ 駐車場 286 台 自転車置場 100 台収容可能

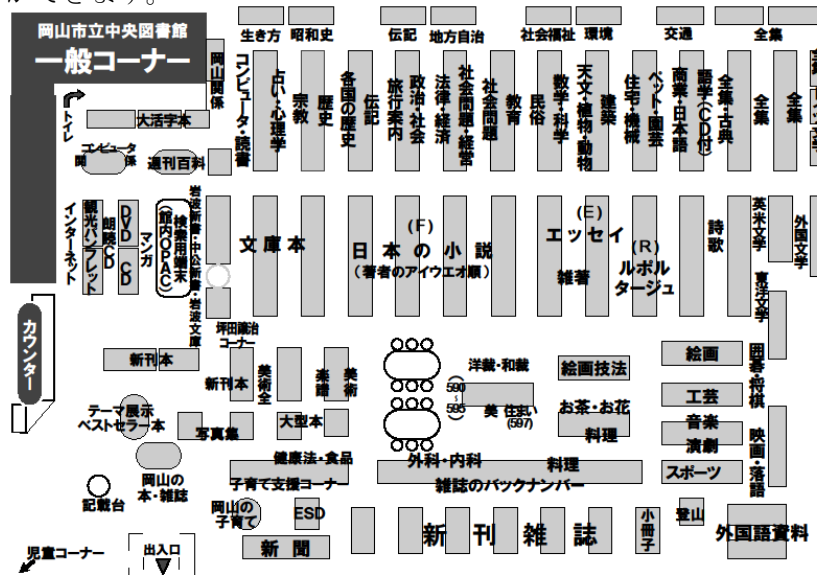
開館時間：午前 10 時から午後 6 時 木曜日は午前 11 時から午後 7 時

休館日：月曜日（祝日を除く）・年末年始・館内整理期間

○特色 岡山市立図書館最大規模の蔵書数・駐車場を備え、個人利用だけでなく学校園や読み聞かせボランティア等の団体の方も多く利用されています。毎週木曜日は開館時間を 19 時までとしていることに加え、平成 26 年度より開館日を増やし、利用しやすい図書館を目指しています。

館内の岡山市立視聴覚ライブラリーでは、学校・社会教育の振興のため視聴覚教材や機材の貸出、研修講座・映画会の開催、視聴覚に関する調査研究等の事業を行っています。

1 階は児童書・一般書を排架し、貸出・返却・書庫の本の出納やレファレンスに対応しています。一般・児童コーナーともにテーマ展示コーナーを各所に設け、季節や時勢に合った資料を紹介しています。入り口付近には新刊雑誌や新聞を展示し、最新号の雑誌の閲覧ができます。

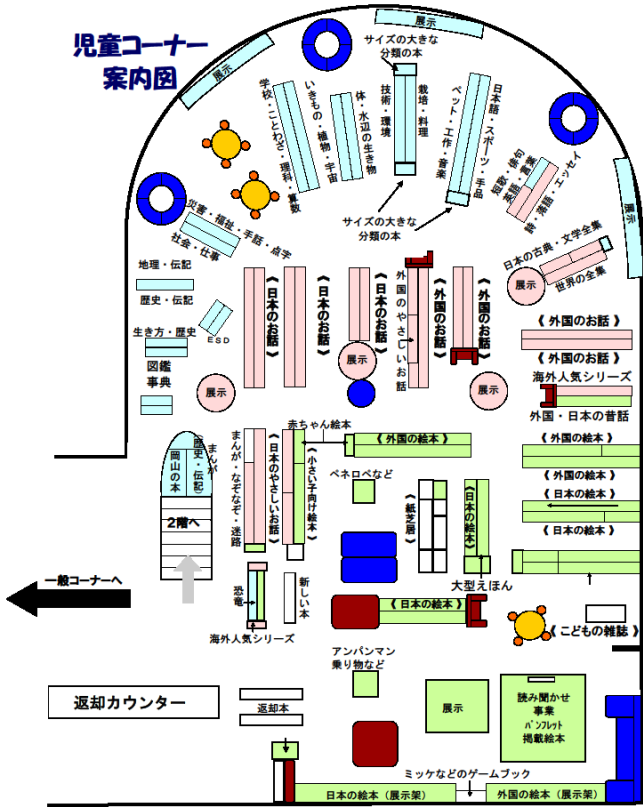


〈建物外観〉



〈雑誌コーナー〉

また、子どもの行事を毎月開催しています。職員によるかみしばいのじかんを週2回、1歳未満向けの絵本読み聞かせ体験と1~3歳向けのおやこおたのしみ会を月に1回程度、その他ボランティアの方の協力でおはなし会や人形劇等様々な行事を開催し、Facebookやtwitter等でも広報を行っています。



〈行事の様子〉

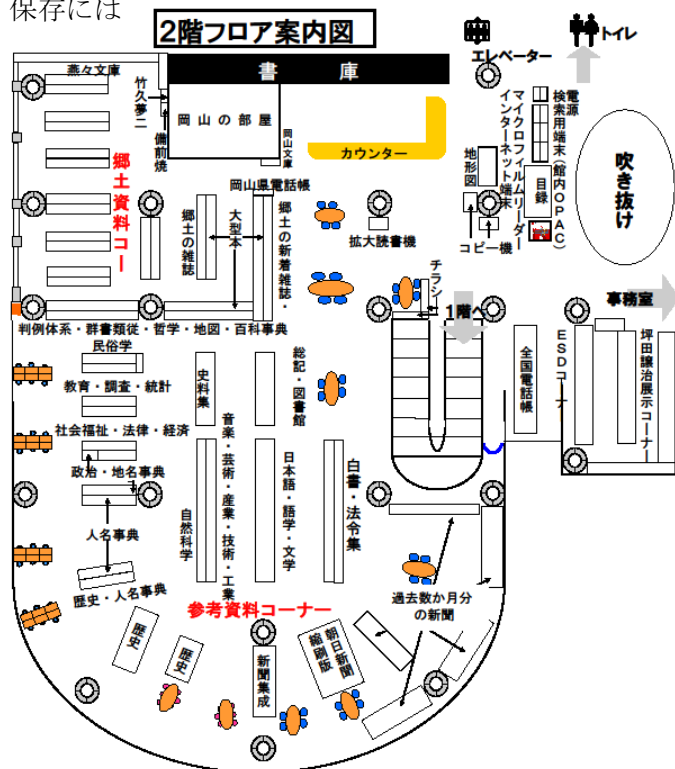


〈1階児童コーナー〉

2階には郷土資料や参考資料を排架し、市民の調査・研究活動のサポートができる体制を用意しています。特に郷土資料の収集・保存には力を入れていて、岡山ゆかりの資料や、作家についての資料、作家自身が実際に使用していたもの等、多岐に渡る資料を収集しています。また1階・2階それぞれに専任職員を配置し、落ち着いた空間できめ細かいレファレンスに対応しています。



〈2階参考資料コーナー〉



# 岡山市立幸町図書館

## ○施設の概要

住所：北区幸町 10 番 16 号

創立年月日（現建物）：昭和 58 年 5 月 1 日（平成 4 年 5 月 12 日）

構造：鉄筋 C 造 地下 2 階地上 5 階建（一部 6 階）

西川アイプラザと併設（1～3 階：図書館、4・5 階：西川アイプラザ等）

延床面積：2,599.29 m<sup>2</sup>（図書館部分）

施設：＜1 階＞エントランスホール、児童コーナー、新聞雑誌コーナー、奉仕作業室（延床面積 818.42 m<sup>2</sup>）、1～3 階にサービスカウンター

＜2 階＞一般開架コーナー、書庫（延床面積 924.56 m<sup>2</sup>）

＜3 階＞AV コーナー、ビデオシアター、研修室、事務室（延床面積 856.31 m<sup>2</sup>）

＜その他＞地下駐車場（共用）

開館時間：午前 10 時から午後 8 時 土曜日・日曜日は午前 10 時から午後 6 時

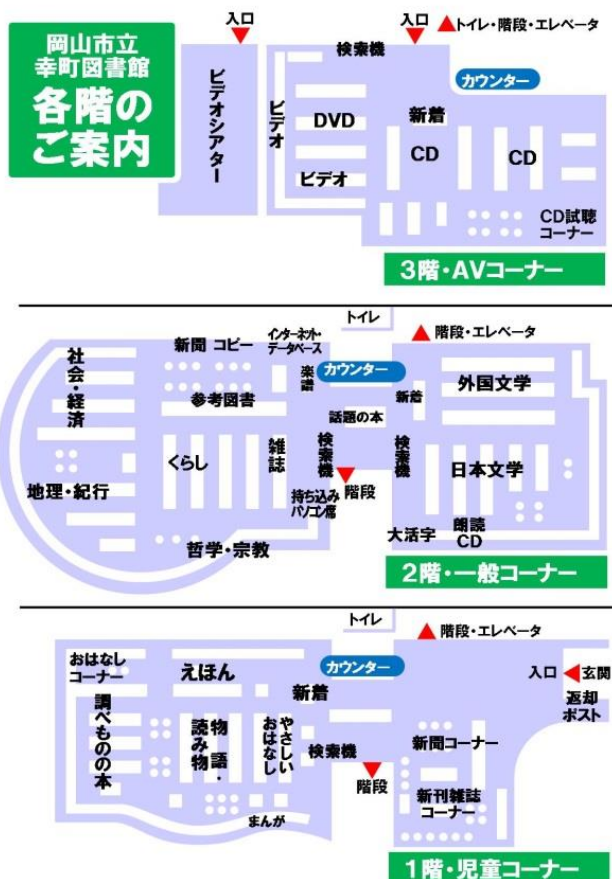
休館日：月曜日・第 2 日曜日・祝日・年末年始・館内整理期間

○特色 幸町図書館は中央図書館開館後に、旧本館を中心部の地区図書館として位置づけたものです。老朽化と市政 100 周年記念事業の一環として、平成 4 年に現建物に建替えました。

（建替え中の平成元年からは、駅元町の仮設館で活動。）



〈西川アイプラザ外観〉



新館の当初計画は、蔵書を半減する内容でしたが、市民の批判もあり、計画を変更、敷地を 1.5 倍とし、図書館は縮小せず、AV 資料を加えた、特色ある地区図書館となりました。4・5 階は、友好交流サロンと会議室、ホールで、複合施設となっています。資料提供を基本にすえて、旧本館にあった学習室は廃止し、現在、約 18 万冊の一般書・児童に加え、岡山市立図書館の AV 資料サービスの中心館として AV 資料は約 5 万点と充実しています。開館当初からデータベースや、AV ブースなどを積極的に導入しましたが、現在は、AV ブースは撤去してビデオシアターでの上映会を実施しています。

平成 12 年からは、市中心部の活性化策の一環として、平日午後 8 時までの開館となり、市内では最も遅くまで開館している公共図書館です。

司書による読書案内に力を入れ、利用も増加し、平成 11 年度からは、年間 100 万冊を超える貸出点数が続くなど、地区図書館としては、全国でも有数の利用があります。

また、親しまれる地域の基幹地区図書館として、様々な行事を実施しています。歴史のある古典を楽しむ会や文章教室をはじめ、ストーリーテリング研究会や岡山県子ども文庫連絡会によるお話し会、職員による読み聞かせ体験、絵本に囲まれたおはなしコーナーでのミニコンサートや外国語絵本読み聞かせ、名作映画会など、ほぼ毎週なんらかの行事を行っています。



〈1 階児童コーナー〉



〈2 階一般コーナー〉



〈3 階 AV コーナー〉

# 岡山市立浦安総合公園図書館

## ○施設の概要

住所：南区浦安南町 493 番地 2

創立年月日：平成 2 年 4 月 1 日（財団法人 岡山市公園協会から移管）

構造：鉄筋 C 造 4 階建 岡山市総合文化体育館 1 階に併設

延床面積：692 m<sup>2</sup>（図書館部分）

施設：＜1 階＞サービスカウンター、児童コーナー、一般開架コーナー、閲覧コーナー  
＜その他＞駐車場（共用）

開館時間：午前 10 時から午後 6 時

休館日：月曜日・第 2 日曜日・祝日・年末年始・館内整理期間

## ○沿革

昭和 57 年、市民生活の多様化に対応するために、旧建設省のカルチャーパーク構想のモデル 1 号として、文化、スポーツなど、多目的に利用できる大規模な総合文化公園が整備されました。同時に、そのメイン施設として、市民スポーツはもちろん全国レベルの大会の会場ともなる岡山市総合文化体育館が、岡山市制施行 90 周年記念事業として開館し、その一角に 3 万冊の蔵書を所蔵する図書室が併置されました。

平成 2 年 4 月に、図書室が岡山市立図書館に移管され、現在、約 6 万 5 千冊の蔵書を所蔵する、岡山市立浦安総合公園図書館となりました。

## ○特色

地域の方だけでなく、遠足で大型遊具や噴水広場のある浦安総合公園（西地区）を訪れた小学生が見学に来たり、各種スポーツ大会やイベントで体育館に訪れた、岡山市全域の方々に利用されています。

子どもの行事は、ボランティアの方による「えほんのじかん」「かみしばいのじかん」「おはなしのじかん」（月 7 回程度）を行い、子どもたちに絵本やおはなしなどを楽しんでもらい、本や図書館に親しむ機会になっています。

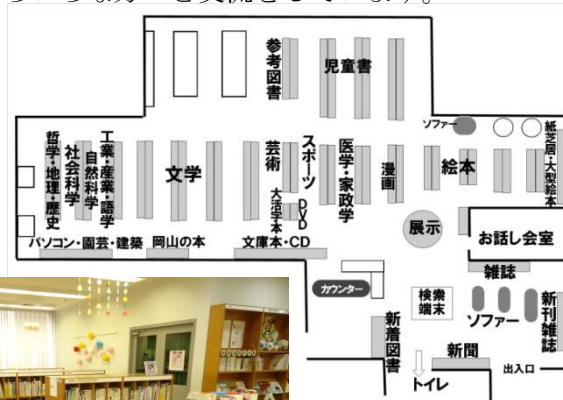
また、図書館主催の「浦安読書サークル」（月 1 回）は、参加自由で、読んだ本の感想を話しながら、本の楽しみを共有し、読書を通じていろいろな方々と交流をしています。



〈一般書コーナー〉



〈絵本コーナー〉



# 岡山市立足守図書館

## ○施設の概要

住所：北区足守 718 番地

創設年月日（現建物）：昭和 46 年 5 月 1 日（昭和 50 年 9 月 17 日）

構造：鉄筋 C 造 2 階建 足守公民館に併設

延床面積：39.45 m<sup>2</sup>（図書館部分）

施設：＜1 階＞事務室（公民館）、図書（児童書・一般図書）、雑誌開架コーナー

開館時間：午前 10 時から午後 6 時 日曜日は午前 10 時から午後 5 時

休館日：水曜日・祝日・年末年始・館内整理期間

## ○特色

岡山市立足守公民館との複合施設です。足守町出身の元文部大臣、岡野清豪氏に寄贈していただいた資料を基に「足守町立岡野図書館」として創立されました。その後、岡山市と合併し、現在は「岡山市立足守図書館」として、地元の方にご利用いただいています。また現在も、岡野清豪文庫を所蔵しています。

平成 28 年 7 月 21 日より、コンピュータによる貸出を開始しました。



〈建物外観（足守公民館）〉



〈館内の様子〉



# 岡山市立伊島図書館

## ○施設の概要

住所：北区伊島町二丁目 9 番 38 号

創立年月日（現建物）：昭和 46 年 6 月 22 日（平成 6 年 8 月 23 日）

構造：木造 2 階建 京山公民館 1 階に併設

延床面積：66.4 m<sup>2</sup>（図書館部分）

施設：＜1 階＞サービスカウンター、児童・一般開架コーナー、閲覧コーナー  
 ＜その他＞駐車場（共用）

開館時間：午前 10 時から午後 6 時

休館日：月曜日・水曜日・第 2 日曜日・祝日・年末年始・館内整理期間

## ○特色

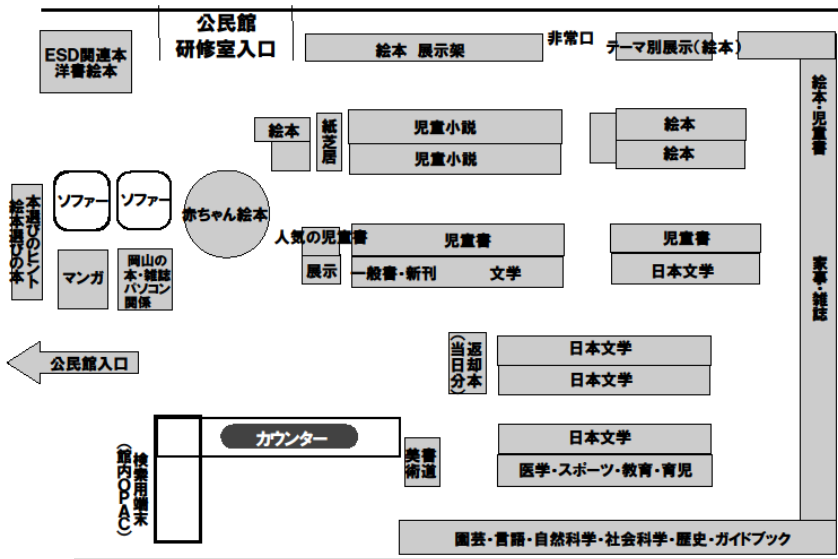
伊島図書館は、京山公民館の 1 階奥のフロアに併設されている小さな図書館です。

日常生活にとけこんだ、気軽に立ち寄りやすい図書館として活発に利用されています。

蔵書は約 27,000 冊ですが、嘱託司書 2 名と臨時司書 1 名を配置して、所蔵していない本は他の岡山市立図書館等から取り寄せるなど丁寧な読書案内に力を注ぎ、伊島小学校敷地内のプ

レハブ施設から、京山公民館に移転した翌年の平成 7 年以降は、年間の貸出冊数が 20 万冊を超え続け、平成 27 年度には 28 万冊に達しています。

また、ボランティアの方に協力いただき「こどもおたのしみ会」も行っています。絵本の読み聞かせや折り紙工作など、子ども達が本の世界を楽しむことが出来るような行事も定期的に開催しています。



〈館内の様子〉



〈建物外観・京山公民館入口〉



# 岡山市立建部町図書館

## ○施設の概要

住所：北区建部町福渡 830 番地 1

創立年月日：平成 8 年 11 月 1 日

構造：鉄筋 C 造 3 階建（NTT 所有）の 1 階の一部を賃借

延床面積：525.37 m<sup>2</sup>（図書館部分）

施設：＜1 階＞サービスカウンター、児童コーナー、一般開架コーナー、  
閲覧コーナー、ビデオ視聴コーナー、書庫 ＜その他＞駐車場（共用）

開館時間：午前 10 時から午後 6 時

休館日：月曜日・第 2 日曜日・祝日・年末年始・館内整理期間

## ○合併までの沿革

平成 8 年 11 月 1 日 公民館図書室から移行 建部町立図書館開館

- ・貝資料展示室を併設した図書館（たけるべ）として開館
- ・図書館内は一般閲覧室、郷土資料室、畳敷きのこどもとしょしつとに分かれている。
- ・開館時間 9 時から 18 時 30 分
- ・休館日 月曜、祝日の翌日

館長 神原英朗（平成 8 年～平成 16 年 3 月）

黒瀬宏子（平成 16 年 4 月～平成 17 年 3 月）

難波義明（平成 17 年 4 月～平成 22 年 3 月）

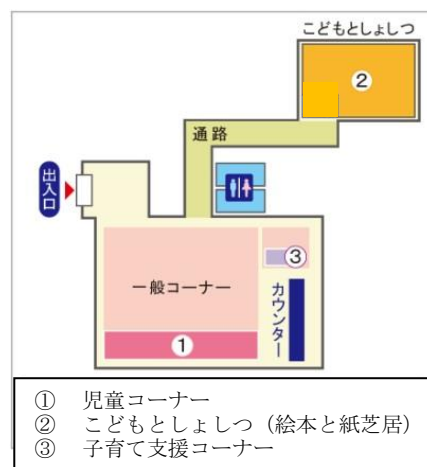
平成 19 年 1 月 22 日 岡山市と合併 建部町図書館（分館）開館

## ○特色

建部町図書館は岡山市の一番北部で、岡山県のほぼ中央にあります。JR 津山線「福渡駅」から徒歩 3 分。温泉と、旭川の清流、山の緑、自然に恵まれた町にあります。

図書館内は、本、雑誌、新聞などが揃った一般コーナーと子ども専用の図書室に分かれています。独立したこどもとしょしつは、まわりを絵本で囲まれた 18 畳の畳のスペースですので小さなお子様をお連れの方でも気兼ねなく過ごすことができます。親子で絵本を楽しんだり、悩みの多いお母さん方の子育ての情報交換の場となったりと、思い思いに過ごしていただいています。

平成 30 年春、岡山市北区北保健センター建部分館の 1 階に移転予定です。



〈こどもとしょしつ〉



〈一般書コーナー〉

# 岡山市立御津図書館

## ○施設の概要

住所：北区御津宇垣 1629 番地

創立年月日：昭和 62 年 8 月 28 日

構造：鉄筋C造 2 階建 御津公民館に併設

延床面積：539.66 m<sup>2</sup> (図書館部分)

施設：<1 階>サービスカウンター、児童コーナー、一般開架コーナー、閲覧コーナー

<2 階>書庫 <その他>駐車場 (共用)

開館時間：午前 10 時から午後 6 時

休館日：月曜日・第 2 日曜日・祝日・年末年始・館内整理期間

## ○合併までの沿革

昭和 61 年 8 月 5 日 御津文化センター起工式

昭和 62 年 3 月 25 日 御津町立図書館完成

平成 13 年 2 月 絵本コーナー増設

平成 17 年 3 月 22 日 岡山市と合併 御津図書館 (分館) 開館



〈建物外観〉

## ○特色

館内は、ゆったりとした空間で過ごせる図書館になっています。広い駐車場もあるので、時間を気にしないで本や雑誌、新聞などを読んでいただけます。

特に絵本のコーナーは広々としており、靴をぬいであがってもらえるようになっているので、赤ちゃんやよちよち歩きの子どもさんでも一緒に安心して過ごせます。一般書コーナーとの間に仕切りもあるので、その場で子どもさんに絵本や紙芝居の読み聞かせをされている方も沢山おられます。

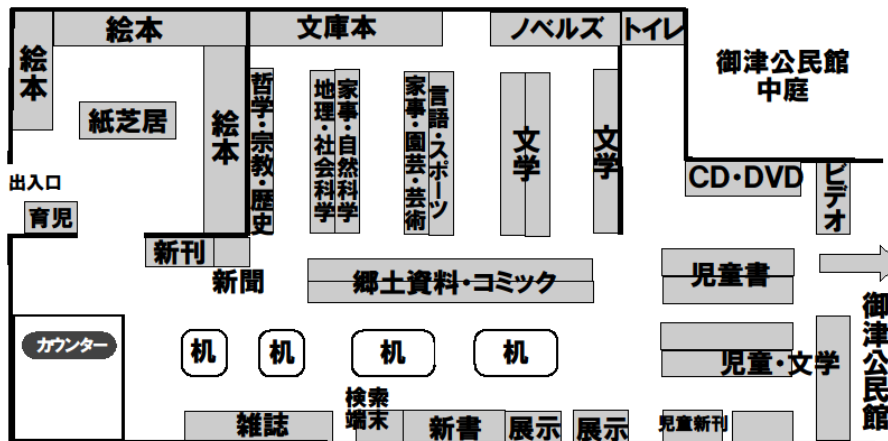
第 2、第 4 土曜日にはボランティアグループなかよし本だなさんによる「おはなしかい」を行っています。読み聞かせの他に折り紙や簡単工作などを、アットホームな雰囲気楽しんでいただいています。



〈一般書・児童書コーナー〉



〈絵本・紙芝居コーナー〉



館内では、季節ごとに色々なテーマ展示を行っています。じっくりとお気に入りの 1 冊を見つけてもらえる図書館づくりを心がけています。

# 岡山市立瀬戸町図書館

## ○施設の概要

住所：東区瀬戸町下 188 番地 2

創立年月日：昭和 60 年 2 月 1 日

構造：鉄筋 C 造 2 階建

延床面積：731.59 ㎡

施設：<1 階>サービスカウンター、児童コーナー、一般開架コーナー、閲覧コーナー、  
<2 階>展示室・書庫 <その他>駐車場 10 台

開館時間：午前 10 時から午後 6 時

休館日：月曜日・第 2 日曜日・祝日・年末年始・館内整理期間 (館内案内図)

## ○合併までの沿革

昭和60年 2月 1日 瀬戸町立図書館開館  
(郵便局を改造)

平成 6年 11月 2日 10周年記念行事

平成14年 5月 11日 増改築落成記念式  
(片山秀陵遺作展開催)

平成19年 1月 22日 岡山市と合併 瀬戸町  
図書館(分館)開館

○特色 瀬戸町図書館は、蔵書数約 42,000 冊と小規模ながら、地域に密着した図書館として、利用者が必要とする情報を図書館のネットワークを活かし、的確かつ迅速に提供できるようサービスを行っています。岡山市に合併後、貸出数は約 2 倍になり利用者数も増加しています。

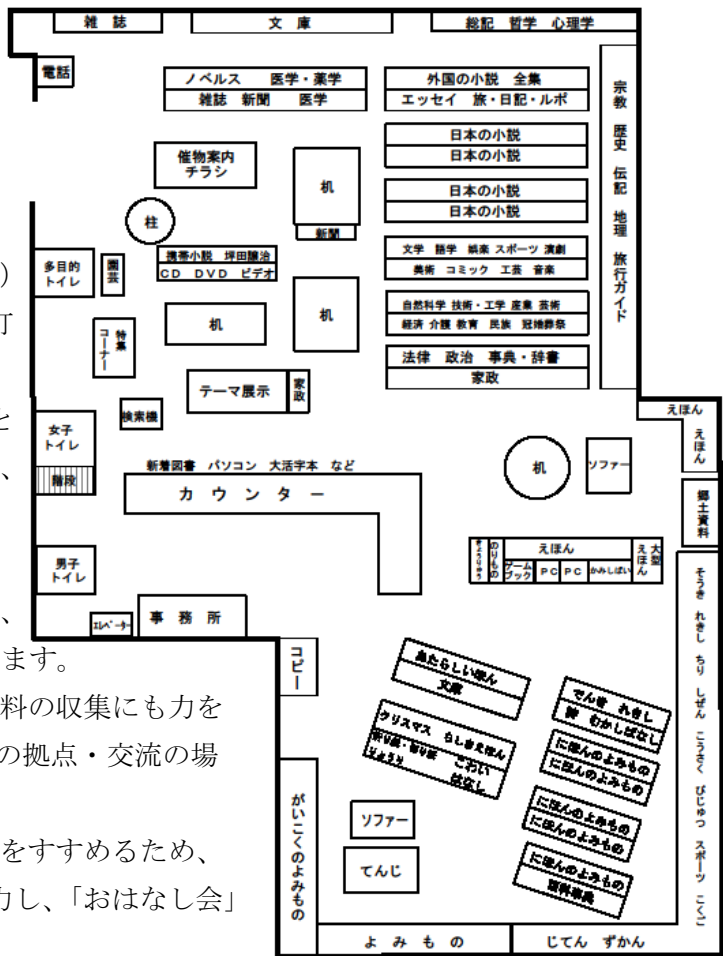
図書館が責任を持って収集するべき、郷土資料の収集にも力を入れてきました。2 階の展示室は、地域文化の拠点・交流の場として、頻繁に活用されています。

毎週土曜日には、地域の子どもの読書活動をすすめるため、「積み木の会」「ふくろう文庫」の方々と協力し、「おはなし会」を継続的に実施しています。

また、近隣の保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学・児童館・公民館などと連携した行事や館内の展示を行っています。利用者のニーズに合わせて、講座やミニコンサートも実施しています。平成 28 年度は、赤ちゃん絵本読み聞かせ体験や、読書ボランティアステップアップ講座(全 6 回)なども開催することができました。



〈建物外観〉



〈高校生による展示と  
ミニコンサート〉

# 岡山市立灘崎図書館

## ○施設の概要

住所：南区片岡 186 番地

創立年月日：平成 6 年 12 月 1 日

構造：鉄筋 C 造 2 階建 灘崎文化センターに併設

延床面積：503 m<sup>2</sup> (図書館部分)

施設：＜1 階＞サービスカウンター、児童コーナー、  
一般開架コーナー、閲覧コーナー、  
書庫 ＜その他＞駐車場（共用）

開館時間：午前 9 時から午後 5 時

休館日：月曜日・第 2 日曜日・祝日・年末年始・館内整理期間

## ○合併までの沿革

平成 6 年 12 月 1 日 「灘崎町中央図書館」として開館（灘崎町町民会館内）

平成 17 年 3 月 22 日 岡山市と合併 岡山市立灘崎町図書館（分館）開館  
（町民会館も灘崎文化センターに名称変更）

## ○特色

岡山市立灘崎図書館は、灘崎文化センターの 1 階部分にあり、近隣の灘崎町総合公園やウェルポート灘崎、灘崎公民館と共用の広い駐車場があります。地域の住民だけでなく、近隣施設の利用者、幼保園の乳幼児から中高生、一般の男女まで幅広い年代の市民に利用されています。

定例行事としては、「おはなしのへや」や月 1 回の「こども映画会」（灘崎文化センターと共催）、なださき文庫くるりんぱさんによる「おはなしひろば」等があり、文化センター内の歴史文化資料館の特設展示に併せて「大昔の生活や縄文時代に関する本のコーナー」を設けることもあります。

また、灘崎図書館は玉野市等の他自治体と隣接しているので、岡山市以外の利用者が多いことも特色の 1 つです。



〈館内風景〉



〈建物外観〉



〈入口より〉



# 西大寺緑花公園緑の図書室

## ○施設の概要

住所：東区西大寺南一丁目 2 番 3 号

創立年月日：平成 22 年 4 月 1 日

構造：鉄筋 C 造 3 階建 百花プラザに併設

延床面積：801 m<sup>2</sup> (図書館部分)

施設：<2 階>サービスカウンター、児童コーナー、一般開架コーナー、閲覧コーナー  
環境・緑花本コーナー <その他>駐車場 (共用)

開館時間：午前 10 時から午後 6 時

休館日：月曜日・祝日・年末年始・館内整理期間

(第 2 日曜日は平成 28 年 4 月より試行的に開館)



〈建物外観〉



〈たんぼぼさん作成  
布絵本〉

## ○特色

西大寺市民会館内の西大寺図書館を廃止し、新たに平成 22 年 4 月 1 日に「全国都市緑化おかやまフェア」の一環で整備された「体験学習施設百花プラザ」2 階に、岡山市公園条例の下で「西大寺緑花公園緑の図書室」として開館しました。公園と併設、商業施設も近隣にあるため、年間 60 万冊以上が貸し出されるなど、生活の一部として日常的にたくさんの市民に利用されています。

市民の方のボランティア活動も盛んです。布絵本グループたんぼぼさん作成の布絵本は現在、約 50 タイトルあります。毎週水曜日に集まって、ひと針ひと針丁寧に作成を行って来ています。やさしい手触りや色合いが、赤ちゃんや子ども達だけでなく大人の方にも人気です。また、毎週土曜日、毎月第 4 水曜日は、西大寺子どもライブラリークラブさん、ほのぼのあおむしさんによる「えほんのじかん」「かみしばいのじかん」を行っています。継続的に行われているこれらの行事は、子どもたちと絵本をつなぐ貴重な場になっています。地域を学ぶ場として、大人の方向けには、大学や西大寺愛郷会等の先生方にご協力いただいて、西大寺に関する歴史や建築物などの教養講座も行っています。教養講座は大変人気が高く、大勢の方にご参加いただいています。また毎年 2 月には、西大寺会場で使われる宝木等の展示も行っています。



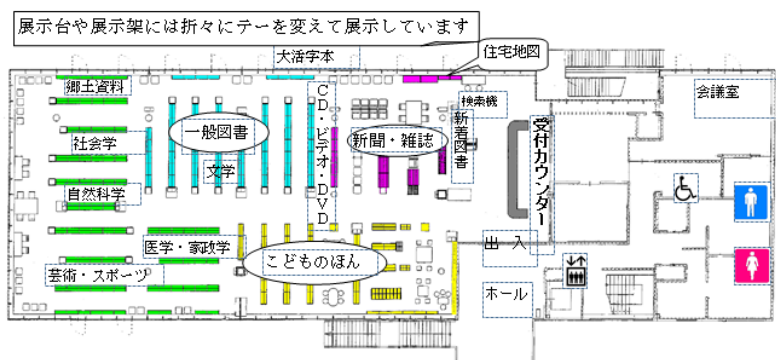
〈「えほんのじかん」の様子〉



〈中村美佐雄先生による教養講座〉



〈西大寺会場の展示〉



〈閲覧コーナー〉

# 移動図書館

## ○概要

図書館車 4 台（3,000 冊搭載車 1 台、1,500 冊搭載車 1 台、600 冊搭載車 2 台）

巡回サービスポイント 172 か所（駐車場 149 か所）（平成 28 年度当初）

※同一駐車場で、複数のサービスポイント（個人貸出と団体貸出等）の箇所あり。

市内 29 公民館へ中央図書館移動図書館より約 5,500 冊ずつ配置

## ○特色

図書館などの文化施設から離れたサービスの空白地域を中心に 4 台の図書館車で巡回しています。利用が多い場所は大型車を使用しますが、巡回できない場所などもあり、小型車の役割も大きなものとなっています。

特に家庭配本には小型車が役立っています。大小 4 台の車を備えて、個人・団体・家庭・公民館へと巡回している実績は岡山市の特色といえます。

近年は児童施設や高齢者施設へも巡回を増やし読書環境の充実に努めています。

また、子育てサポートのイベントなどにも積極的に参加し、読み聞かせ等も取り入れながら、図書館が身近なものになるよう多角的に情報発信を行っています。



〈子育てサポートイベントでの読み聞かせの様子〉

## 10 章 条例・規則



百花プラザ（西大寺緑花公園緑の図書室）外観

## ○岡山市立図書館条例

(昭和58年3月22日市条例第18号)

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、本市に図書館を設置する。

2 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 中央図書館

名称	位置
岡山市立中央図書館	岡山市北区二日市町56番地

(2) 地区館

名称	位置
岡山市立幸町図書館	岡山市北区幸町10番16号
岡山市立浦安総合公園図書館	岡山市南区浦安南町493番地2

(3) 分館

名称	位置
岡山市立足守図書館	岡山市北区足守718番地
岡山市立伊島図書館	岡山市北区伊島町二丁目9番38号
岡山市立建部町図書館	岡山市北区建部町福渡830番地1
岡山市立御津図書館	岡山市北区御津宇垣1629番地
岡山市立瀬戸町図書館	岡山市東区瀬戸町下188番地2
岡山市立灘崎図書館	岡山市南区片岡186番地

(指定管理者による管理等)

第2条 図書館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、岡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- (1) 図書館の施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (2) その他図書館の管理上教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第3条 図書館の指定管理者の指定を受けようとするものは、図書館の事業計画に関する書類その他教育委員会規則で定める書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する



ものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画による図書館の駐車場の管理が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画の内容が、図書館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき若しくはその指定を取り消したとき又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第4条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。年度の途中において指定を取り消されたときも、同様とする。

- (1) 図書館の施設等管理業務の実施状況
- (2) 図書館の駐車場の利用状況
- (3) 図書館の駐車場使用料の収入の実績
- (4) 図書館の施設等管理に係る経費の収支状況
- (5) その他教育委員会規則で定める事項

(入館の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 管理上必要な指示又は指導に従わない者
- (2) 管理上支障があると認められる者

(手数料)

第6条 図書館資料の複写の交付を受けようとする者は、その申請の際、複写用紙片面1枚につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

- (1) モノクロ複写 10円
- (2) カラー複写 50円

2 市長が特別の理由があると認めたときは、前項の手数料を減免することができる。

(駐車場使用料)

第7条 別表に掲げる駐車場（以下「駐車場」という。）の利用者は、同表の定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを減免することができる。

2 前項の使用料は、駐車場から出場する際に納付しなければならない。

（駐車場を利用できる自動車及び禁止行為）

第8条 駐車場を使用できる自動車は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第4号に規定する自動車で、積載物を含め、長さ5メートル、幅2メートル以下のものであること。

(2) 発火、引火若しくは爆発のおそれがある物品又は著しく悪臭を発する物品を積載していないこと。

(3) 駐車場の設備をき損するおそれがないこと。

(4) その他駐車場の管理に支障を生じさせないこと。

2 駐車場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 駐車場の設備若しくは駐車中の他の自動車を汚損し、き損し、又はそのおそれがある行為をすること。

(2) 他の自動車の駐車を妨げること。

(3) 駐車場の管理に支障を及ぼすこと。

（施設の使用）

第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき施設の使用の許可を受けた者は、使用料として1平方メートルにつき月額410円を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、毎月10日までにその月の分を納付しなければならない。

（原状回復義務）

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を直ちに原状に復さなければならない。

（損害賠償義務）

第11条 使用者が、その責めに帰すべき理由により、図書館の施設、設備又は図書館資料を破損し、滅失し、又は汚損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則（平成 29 年市条例第 41 号）

この条例は、交付の日から施行する。

別表（第 7 条関係）

施設名	単位	使用料
中央図書館駐車場	1 台につき	最初の 1 時間 30 分まで無料 以後 1 時間ごとに 100 円

備考 この表の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車するときは、使用料は無料とする。

- (1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車
- (2) 当該駐車場の付近において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車
- (3) 前各号のほか、市長が必要と認める自動車

○岡山市立図書館条例施行規則

（昭和58年4月13日市教育委員会規則第9号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、岡山市立図書館条例（昭和 58 年市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 12 条の規定に基づき、岡山市立図書館（以下「図書館」という。）の運営及び事務処理について必要な事項を定めるものとする。

（職員）

第 2 条 中央図書館に次の職員を置く。

- (1) 館長
  - (2) 館長補佐
  - (3) 司書
- 2 中央図書館に主査，副主査，主任，主任自動車技師，主任用務技士，自動車技師及び用務技士を置くことができる。
- 3 地区館及び分館に館長，主査，副主査，主任，主任用務技士，司書及びその他の職員を置くことができる。

（職務）

第 3 条 岡山市立中央図書館の館長（以下「中央図書館長」という。）は、館務を掌理し、

所属職員（地区館，分館及び岡山市公園条例（昭和 35 年市条例第 11 号）第 2 条の 2 に規定する西大寺緑花公園緑の図書室の職員を含む。第 2 項において同じ。）を指揮監督する。

- 2 館長補佐は，中央図書館長を補佐し，所属職員を指揮監督するとともに，中央図書館長に事故があるときは，その職務を代行する。
- 3 館長補佐は，上司の命を受けて館の事務を処理し，所属職員を指揮監督する。
- 4 主査，副主査及び主任は，上司の命を受けて館の事務のうち特定の事項を処理し，職員を指揮監督する。
- 5 主任自動車技師は，上司の命を受けて自動車運転等の業務に従事するとともに，当該業務について職員を指揮監督する。
- 6 主任用務技士は，上司の命を受けて館の用務に従事するとともに，当該業務について職員を指揮監督する。
- 7 自動車技師は，上司の命を受けて自動車運転等の業務に従事する。
- 8 用務技士は，上司の命を受けて館の用務に従事する。
- 9 司書は，上司の命を受けて専門的事務に従事する。
- 10 その他の職員は，上司の命を受けて館務に従事する。

（事務分掌）

第 4 条 中央図書館は，次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 施設設備の維持管理に関すること。
- (2) 予算の経理に関すること。
- (3) 文書の收受発送及び保存に関すること。
- (4) 調査，統計及び記録に関すること。
- (5) 広報及び宣伝に関すること。
- (6) 地区館，分館，配本所等との事務連絡に関すること。
- (7) 館内奉仕に関すること。
- (8) 館外奉仕に関すること。
- (9) 図書館関係施設及び類縁機関との相互協力に関すること。
- (10) 文化活動に関すること。
- (11) 利用者の秩序維持に関すること。
- (12) 利用の調査及び統計に関すること。
- (13) 資料の収集，整理，保存及び廃棄に関すること。
- (14) 寄贈資料の受入れ及び処理に関すること。
- (15) 資料の製本及び修理に関すること。

(16) 西大寺緑花公園緑の図書室に関すること。

(17) その他、地区館分館の所管に属しない事務に関すること。

2 地区館及び分館は、前項第1号から第15号までに掲げる事務を所掌する。

(指定管理者の募集)

第5条 教育委員会は、条例第2条の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

(1) 施設の概要

(2) 指定期間

(3) 選定基準

(4) 施設の管理基準、業務の範囲等指定管理者が行うべき事務の内容

(5) その他教育委員会が定める事項

(指定管理者の指定の申請)

第6条 条例第3条第1項規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式)を教育委員会に提出して行わなければならない。

2 条例第3条第1項に規定するその他規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 定款、寄附行為、規則その他これらに準ずる書類

(2) 法人その他の団体の経営状況を明らかにする書類

(3) 法人にあつては法人登記簿の登記事項証明又は登記簿謄本

(4) その他教育委員会が必要と認める書類

(事業報告書の提出)

第7条 条例第4条第5号に規定するその他規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 駐車場使用料金の減免及び還付の状況

(2) その他教育委員会が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎月、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、教育委員会が指定する日までに、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 月間の駐車場利用者数

(2) 月間の駐車場使用料の収入、減免及び還付の状況

(3) 実施した事業の内容

(4) その他教育委員会が必要と認める事項

(開館時間)

第8条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

岡山市立中央図書館	午前 10 時から午後 6 時まで 木曜日は午前 11 時から午後 7 時まで
岡山市立幸町図書館	午前 10 時から午後 8 時まで 土曜日、日曜日は午前 10 時から午後 6 時まで
岡山市立浦安総合公園図書館	午前 10 時から午後 6 時まで
岡山市立足守図書館	午前 10 時から午後 6 時まで 日曜日は午前 10 時から午後 5 時まで
岡山市立伊島図書館	午前 10 時から午後 6 時まで
岡山市立建部町図書館	午前 10 時から午後 6 時まで
岡山市立御津図書館	午前 10 時から午後 6 時まで
岡山市立瀬戸町図書館	午前 10 時から午後 6 時まで
岡山市立灘崎図書館	午前 9 時から午後 5 時まで

2 中央図書館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 9 条 中央図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たる日を除く。）

(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日まで

(3) ばく書期（9 月及び 10 月中に 10 日間）

2 中央図書館以外の図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1)

岡山市立幸町図書館	月曜日及び毎月の第 2 日曜日
岡山市立浦安総合公園図書館	月曜日及び毎月の第 2 日曜日
岡山市立足守図書館	水曜日
岡山市立伊島図書館	月曜日、水曜日及び毎月の第 2 日曜日
岡山市立建部町図書館	月曜日及び毎月の第 2 日曜日
岡山市立御津図書館	月曜日及び毎月の第 2 日曜日
岡山市立瀬戸町図書館	月曜日及び毎月の第 2 日曜日
岡山市立灘崎図書館	月曜日及び毎月の第 2 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する「国民の祝日」並びにその前日及び翌日が「国民の祝日」である日。ただし、「国民の祝日」が前号に規定する休館日に当たるときは、その翌日

(3) 12 月 28 日から 12 月 31 日まで及び 1 月 2 日から 1 月 4 日まで

(4) ばく書期 (9月及び10月中旬に10日間)

3 中央図書館長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時休館をすることができる。  
(資料の閲覧)

第10条 図書館資料は、図書館内の所定の場所において自由に閲覧することができる。ただし、館長が別に定めるものについては、この限りでない。

(資料の複写)

第11条 図書館資料の複写をしようとする者は、所定の複写申込書を館長に提出しなければならない。

2 図書館資料のうち、次に掲げるものは、複写することができない。

(1) 著作権法(昭和45年法律第48号)に抵触するもの

(2) 技術上複写をすることが困難なもの

(3) 前2号に掲げるもののほか館長が複写をすることを不相当と認めたもの

(資料の館外貸出)

第12条 図書館資料の館外貸出を受けようとする者は、中央図書館長が別に定める手続により、あらかじめ利用者カードの交付を受け、貸出しを受ける際に提示しなければならない。

2 図書館資料の館外貸出を受けることができる者は、市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者とする。ただし、中央図書館長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 館外貸出の図書館資料の種類、冊数及び期間は、中央図書館長が別に定める。

(館外貸出の停止)

第13条 中央図書館長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、一定期間資料の館外貸出を停止することができる。ただし、中央図書館長がやむを得ない理由と認めるときは、この限りでない。

(1) 虚偽の記載によつて利用者カードの交付を受けた者

(2) 故意により、資料を汚損し、又は紛失した者

(3) 過失により、資料を汚損し、又は紛失した者で館長の指示する方法により弁償しなかつたもの

(4) 正当な理由なく、期限内に資料を返却しなかつた者

(5) その他館長が不相当と認めた者

(駐車場の使用時間及び休日)

第14条 条例別表に掲げる駐車場を使用できる時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

施設名	使用時間	休日
中央図書館駐車場	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで	12 月 29 日から 1 月 3 日まで

(事務決裁)

第 15 条 事務決裁については、次項に定めるものを除き、岡山市教育委員会事務処理権限規則（平成 23 年市教育委員会規則第 11 号）に定めるところによるほか、岡山市教育委員会事務局事務決裁規程（平成 7 年市教育委員会訓令甲第 1 号。以下「事務決裁規程」という。）の規定を準用する。この場合において「課長」とあるのは「中央図書館長」と、「課長補佐」とあるのは「館長補佐」と読み替えるものとする。

- 2 1 件 10 万円未満の図書館資料の寄附採納に関する事項は、中央図書館長の専決事項とする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず事務決裁規程第 4 条第 1 項に規定する決裁区分が「C」以上の事項の事務の決裁については、生涯学習課長を経由しなければならない。

(事務成績の報告)

第 16 条 中央図書館長は、その月の事務成績を翌月 5 日までに教育委員会に報告しなければならない。

(勤務時間等)

第 17 条 職員の勤務時間及び休憩時間は、別に定める。

- 2 前項に定めるもののほか、職員の服務に関しては、事務局職員の例による。

(補則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会の承認を得て中央図書館長が定める。

附 則（平成 29 年市教育委員会規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行する。

(※第 6 条関係の様式は省略)



## ○岡山市立視聴覚ライブラリー条例

(昭和 43 年 3 月 25 日 市条例第 18 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、岡山市立視聴覚ライブラリー(以下「視聴覚ライブラリー」という。)の設置に関して、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 視聴覚ライブラリーを岡山市北区二日市町 56 番地に設置する。

(視聴覚ライブラリーの目的)

第 3 条 視聴覚ライブラリーは、学校教育及び社会教育の振興に資するため、視聴覚教具、教材を収集整備し、その効果的利用を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 視聴覚ライブラリーは、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 学校教育、社会教育における視聴覚方法について研究すること。
- (2) 視聴覚教具、教材を充実整備すること。
- (3) 視聴覚教具、教材を提供すること。
- (4) 視聴覚教育に関する講座、講習会を開催すること。
- (5) 視聴覚教具、教材の利用についての出版物を発行すること。
- (6) その他視聴覚教育の振興に資するため、必要な事業を行なうこと。

(使用の許可)

第 5 条 視聴覚ライブラリーの教具、教材を使用しようとするときは、岡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。

(対価徴収の禁止)

第 6 条 使用者は、視聴覚教具、教材の使用にあたっては、いかなる対価も徴収してはならない。

(視聴覚教具、教材の弁償)

第 7 条 使用者が、教具、教材をき損し、又は滅失したときは、教育委員会の指示に従ってこれを原形に復し、又はその損害を弁償しなければならない。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則 (平成 23 年市条例第 43 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## ○岡山市立視聴覚ライブラリー条例施行規則

(昭和 43 年 5 月 16 日 市教育委員会規則第 3 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岡山市立視聴覚ライブラリー条例（昭和 43 年市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、条例の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 岡山市立視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー」という。）に館長を置く。

2 視聴覚ライブラリーに館長補佐、主査、副主査、主任、主事その他の職員を置くことができる。

(職務)

第 3 条 館長は、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 館長補佐は、館長を補佐し、所属職員を指揮監督するとともに、館長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 主査、副主査及び主任は、上司の命を受けて館の事務のうち特定の事項を処理し、所属職員を指揮監督する。

4 主事その他の職員は、上司の命を受けて館務に従事する。

(事務)

第 4 条 視聴覚ライブラリーにおける事務の内容は、次のとおりとする。

(1) 視聴覚ライブラリー事業の企画及び執行に関すること。

(2) 利用者に対する指導及び助言に関すること。

(3) 施設設備の維持管理に関すること。

(4) 予算の経理に関すること。

(5) 文書の收受発送及び保存に関すること。

(6) 調査、統計、記録に関すること。

(7) 広報、宣伝に関すること。

(8) 他の教育機関等との連絡及び協力に関すること。

(9) その他視聴覚ライブラリーの事務に関すること。

(開館時間)

第 5 条 視聴覚ライブラリーの開館時間は、午前 10 時から午後 6 時までとする。ただし、木曜日については、午前 11 時から午後 7 時までとする。

2 館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 視聴覚ライブラリーの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日及び毎月の第2日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する「国民の祝日」並びにその前日及び翌日が「国民の祝日」である日。ただし、「国民の祝日」が前号に規定する休館日に当たるときは、その翌日
- (3) 年末年始（12月28日から12月31日まで及び1月2日から1月4日まで）
- (4) 館内整理等のため、館長が必要と認めるとき。

2 館長が必要と認めるときは、前項の規定する休館日であっても、開館することができる。

(使用許可の範囲)

第7条 視聴覚ライブラリーの教具、教材は次の各号の一に該当するものが、教育上の目的で使用する場合に限り、これを許可する。

- (1) 岡山市立学校園
- (2) 社会教育関係団体
- (3) その他館長が適当と認めるもの。

(使用の許可)

第8条 条例第5条の規定により視聴覚ライブラリーの教具、教材の使用許可を受けようとする者は、視聴覚教具教材使用許可申請書（様式第1号）を岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の使用許可をしたときは、視聴覚教具教材使用許可書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(事務決裁)

第9条 岡山市立視聴覚ライブラリーの事務決裁については、次項に定めるものを除き、岡山市教育委員会事務処理権限規則（平成23年市教育委員会規則第11号）に定めるところによるほか、岡山市教育委員会事務局事務決裁規程（平成7年市教育委員会訓令甲第1号）の規定を準用する。この場合において、「課長」とあるのは「館長」と読み替えるものとする。

2 教具教材の使用の許可及びその取消しについては、館長の専決事項とする。

3 第1項の規定にかかわらず、岡山市教育委員会事務局事務決裁規程第4条第1項に規定する決裁区分が「C」以上の事項の事務の決裁については、生涯学習課長を経由しなければならない。

(勤務時間等)

第10条 職員の勤務時間及び休憩時間は、別に定める。

2 前項に定めるもののほか、職員の服務に関しては、事務局職員の例による。

(報告)

第 11 条 館長は、その月の教具、教材の使用状況について翌月 5 日までに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第 12 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会の承認を得て館長が定める。

附 則 (平成 23 年市教育委員会規則第 14 号)

この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

(※第 8 条関係の様式 1 号、様式 2 号は省略)

## ○岡山市公園条例

(平成 35 年 4 月 1 日市条例第 11 号)

(抜粋)

(西大寺緑花公園緑の図書室)

第 2 条の 6 西大寺緑花公園に体験学習を促進するため、緑の図書室を設置する。

2 この条例に定めのあるもののほか、緑の図書室の管理に関し必要な事項については、規則で定める。

附 則 (平成 27 年市条例第 82 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ○岡山市公園条例施行規則

(昭和 36 年 1 月 30 日市規則第 2 号)

(抜粋)

(西大寺緑花公園緑の図書室の管理)

第 28 条 西大寺緑花公園緑の図書室の管理に関し必要な事項については、西大寺緑花公園緑の図書室管理規則(平成 22 年市規則第 19 号)に定める。

附 則(平成 28 年市規則第 89 号)

この規則は、公布の日から施行する。

## ○西大寺緑花公園緑の図書室管理規則

(平成22年2月25日市規則第19号)

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市公園条例(昭和35年市条例第11号)第2条の6の規定に基づき、西大寺緑花公園緑の図書室(以下「図書室」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営時間)

第2条 図書室の運営時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。

(休止日)

第3条 図書室の運営休止日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、変更し、又は臨時に休止することができる。

- (1) 毎週月曜日及び毎月の第2日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日。ただし、国民の祝日が前号に規定する運営休止日に当たるときは、その翌日
- (3) 12月28日から12月31日まで及び翌年1月2日から1月4日まで
- (4) ばく書期間(9月及び10月中に10日間の範囲内において別に市長が定める日)

(資料の閲覧)

第4条 図書室の資料は、所定の場所において自由に閲覧することができる。ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。

(資料の複写)

第5条 市長は、図書室の資料の複写をしようとする者に対して、次に掲げるものを除き、これを許可するものとする。

- (1) 著作権法(昭和45年法律第48号)に抵触するもの
- (2) 技術上複写をすることが困難なもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が複写をすることを不相当と認めたもの

2 市長は、図書室の資料の複写をしようとする者から、複写に係る経費として片面1枚につき10円を徴収するものとする。

(資料の室外貸出)

第6条 市長は、図書室の資料の室外貸出を受けようとする者に対して、別に定める手続により、あらかじめ利用者カードを交付し、貸出しを受ける際に提示させるものとする。

2 図書室の資料の室外貸出を受けようとする者は、市内に居住し、又は通勤し、若しくは

通学する者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(室外貸出の停止)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、一定期間資料の室外貸出を停止するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 室外貸出の手続で虚偽の行為を行った者
- (2) 故意により、資料を汚損し、又は紛失した者
- (3) 過失により、資料を汚損し、又は紛失した者で指示する方法により弁償しなかったもの
- (4) 正当な理由なく、期限内に資料を返却しなかった者
- (5) その他市長が不相当と認めた者

附 則(平成27年市規則第170号)

この規則は、公布の日から施行する。

## ○西大寺緑花公園緑の図書室処務規則

(平成22年3月23日市教育委員会規則第8号)

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市公園条例(昭和35年市条例第11号)第2条の6の規定により設置された西大寺緑花公園緑の図書室(以下「緑の図書室」という。)の事務を処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 緑の図書室に室長、主査、主任、司書その他の職員を置くことができる。

(職務)

第3条 室長は、緑の図書室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 主査及び主任は、上司の命を受けて緑の図書室の事務のうち特定の事項を処理し、職員を指揮監督する。

3 司書は、上司の命を受けて専門的事務に従事する。

4 その他の職員は、上司の命を受けて緑の図書室の事務に従事する。

(所掌事務)

第4条 緑の図書室は、次の事務を所掌する。

- (1) 文書の收受発送及び保存に関すること。
- (2) 調査、統計及び記録に関すること。
- (3) 広報及び宣伝に関すること。
- (4) 館内奉仕に関すること。
- (5) 館外奉仕に関すること。
- (6) 図書館関係施設及び類縁機関との相互協力に関すること。
- (7) 文化活動に関すること。
- (8) 利用者の秩序維持に関すること。
- (9) 利用の調査及び統計に関すること。
- (10) 資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること。
- (11) 寄贈資料の受入れ及び処理に関すること。
- (12) 資料の製本及び修理に関すること。

(事務決裁)

第5条 事務決裁については、岡山市立図書館条例施行規則(昭和58年市教育委員会規則第9号)第12条の規定を準用する。

(勤務時間等)

第6条 職員の勤務時間及び休憩時間は、別に定める。

2 前項に定めるもののほか、職員の服務に関しては、事務局職員の例による。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則(平成27年市教育委員会規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。



題字：重利元身先生  
表紙：京橋渡初図（国富文庫）

岡山市立図書館創立 100 周年記念誌

# 百年の歩み

平成 30 年 3 月発行

編 集 岡山市立図書館創立 100 周年記念誌委員会

発 行 岡山市立中央図書館

〒700-0843 岡山市北区二日市町 56 番地

T E L (086) 223-3373

印刷所 旭総合印刷 株式会社